

安芸高田市医師会訪問看護ステーション重要事項説明書

【訪問看護・(介護予防)訪問看護】

訪問看護若しくは(介護予防)訪問看護(以下「訪問看護」という)の提供開始にあたり、重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	一般社団法人 安芸高田市医師会
所在地	広島県安芸高田市吉田町吉田1010番地2
法人種別	一般社団法人
代表者	会長 則川 希貞
電話番号	0826-42-4155

2. 事業所概要

* 介護保険法令・医療保険法に基づき、広島県知事から指定を受けて訪問看護事業を行っています。

事業所名称	安芸高田市医師会訪問看護ステーション		
県指定事業所番号	3690010号指定訪問看護(医療保険)	平成 8年4月1日開設	
	3463690010号指定訪問看護(介護保険)	平成12年4月1日開設	
	3463690010号指定介護予防訪問看護	平成18年4月1日開設	
所在地	広島県安芸高田市吉田町吉田1010番地2		
管理者	小路 清美		
電話番号	0826-42-4119		

3. 事業の目的と運営方針

目的

居宅において主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

方針

事業所の看護師等は利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。

事業の実施にあたっては居宅介護支援事業所、関係市町、地域の保健・医療・福祉関係機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 職員体制

職種	常勤	非常勤	計
看護師	3 (管理者兼務含む)	5	8
准看護師		1	1
事務員		3(医師会事務兼務含む)	3

5. 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日
	ただし、国民の祝日、年末・年始(12月30日～1月3日)を除きます
営業時間	8:30 ~ 17:30

6. 営業地域

通常の営業地域	安芸高田市内および白木町
---------	--------------

(注) 上記以外の地域への訪問看護では、交通費は実費の扱いとなります。

(営業地域を越えると25円/1kmをいただきます)

7. 訪問看護の提供及び留意点

- ①利用開始は主治医が交付する訪問看護指示書及び訪問看護契約の締結により開始します。
- ②利用者または事業所の都合による訪問日・訪問時間の変更は、双方の合意により行います。
- ③事業者は訪問看護提供にかかわる諸記録を制度に定められている期間、適正に保管・管理します。
また、利用者の求めに応じて閲覧または実費負担によりその写しを交付します。
- ④利用者の都合でサービスを中止する場合は、速やかに事業所にご連絡ください。
- ⑤その他、サービス提供時の事故やトラブルを避けるため、以下のことに留意いただくよう、お願いします。
 - ・看護師は年金管理・金銭貸借などの金銭の取り扱いは致しませんのでご了承ください。
 - ・看護師は制度上利用者の心身の機能維持・回復のための療養上の世話や診療の補助を行うものとされていますので、それ以外のご用事は致しかねます。また、利用者以外への医療行為(血圧測定等)は禁止されていますのでご了承ください。
 - ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為、暴言等が認められる場合(者)により、サービス提供に支障がある場合や訪問看護師に害が及ぶようなことがあれば、複数名対応や訪問者の変更を事業者が決定し、利用者の希望には添えないこととします。これらの対策を行っても状況が変わらない場合は、サービス提供の一時中止、または契約解除となります。
 - ・利用者の人権擁護・虐待防止に務めるとともに、虐待を発見した場合は速やかに対処します。また、利用者等の生命や身体を保護するための身体的拘束等については、適正化に努めます。
 - ・災害に関して、災害時の利用者の安全確保は基本的に家族または代理人とします。訪問中の災害に関しては、利用者の安全確保、お互いの命を守ることに努めます。

8. 利用料

基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は安芸高田市医師会訪問看護ステーション料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要となった費用を受けるものとします。

9. 事故発生時の対応

看護師等はサービス提供にあたり、何らかの事故が生じたときは応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、家族、利用者に係る関係機関及び市・町に連絡を行い、事故の状況について記録をし事故の再発防止策を講じます。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の手続きを速やかに行います。

10. 緊急時等の対応方法

利用者から連絡を受けたら、必要に応じ主治医へ報告し指示に従い対応します。

連絡先 安芸高田市医師会訪問看護ステーション 0826-42-4119 (5回コール後、携帯電話に転送されます)
--

11. 苦情申立

事業者は利用者またはその家族から苦情の申し出があった場合は、速やかに対応します。

事業者は苦情内容の把握に努め、原因を分析するための検討会を開催し、改善策や再発防止に向けた対策を検討し、利用者またはその家族に対して説明と同意を得るよう努めます。

当訪問看護ステーションの窓口	所在地 広島県安芸高田市吉田町吉田1010番地2 電話番号：0826-42-4119 FAX番号：0826-42-2969 責任者 小路 清美 対応時間 営業時間内
----------------	---

安芸高田市福祉保健部 保険医療課・介護保険係	所在地 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地 電話番号：0826-42-5618 FAX番号：0826-42-2130
---------------------------	--

安佐北区厚生部 福祉課 高齢介護係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 総合福祉センター 電話番号：082-819-0621 FAX番号：082-819-0602
----------------------	---

広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号：082-554-0783 FAX番号：082-511-9126
-------------------------	--

12. 守秘義務について

職員等は業務上知り得た秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持します。

13. サービスの開示について

サービス提供実施記録の開示を求められた場合は、適切に対応することに努めます。

【 訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明確認欄 】

令和 年 月 日

訪問看護、若しくは介護予防訪問看護の提供を開始するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者 住 所 広島県安芸高田市吉田町吉田1010番地2

一般社団法人 安芸高田市医師会

会 長 則川 希貞 印

事業所 住 所 広島県安芸高田市吉田町吉田1010番地2

安芸高田市医師会訪問看護ステーション

説明者

私は、本書面により、事業者から訪問看護、若しくは介護予防訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

ご利用者

住 所

氏 名 印

ご家族(代理人)

住 所

氏 名 印

緊急時の連絡先

連絡先(緊急時)	(氏 名)	(TEL)
----------	-------	-------